

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年11月21日（金）

担当課：教育部 指導室

件 名： 大和市いじめ防止基本方針（案）について	
提出理由： 大和市いじめ防止基本方針の策定にあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	
1. 背景等 - 本市では、平成20年10月の大和市ストップいじめ宣言及び平成24年度に策定した大和市学校教育基本計画などにより、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解決に向けた取組を行ってきた。 - 平成25年9月に施行された、いじめ防止対策推進法では、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられ、地方公共団体に対しては、地方いじめ防止基本方針の策定に努めることとされた。 - これを受け、より総合的かつ効果的ないじめ防止対策を進めるため、国や県の方針を参酌し、「大和市いじめ防止基本方針」を策定する。 2. 基本方針の概要 (1) 基本的な考え方 ① いじめの定義 - 児童生徒が、一定の人的関係にある他の児童生徒から、心理的、物理的な影響を受ける行為で、心身の苦痛を感じているものをいう。 ② いじめに対する基本認識 - いじめを、道徳の問題や犯罪として捉えるだけでなく、人権教育の側面からも指導していくために、「いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である」など、6つの基本認識を定める。 ③ いじめ対策の基本理念 - いじめを社会全体で取り組むべき課題と捉え、「個人の存在はかけがえのない大切なものであることを伝え、自他を尊重する心を育む教育活動の充実に向けて取り組みます」など、5つの基本理念を掲げる。 ④ いじめの防止等に関する対策の基本的な考え方 - いじめ対策の基本的な考え方を「未然防止」、「早期発見」、「早期対応・早期解決」に区分し、学校、家庭、地域など、それぞれが果たす役割を明確にする。	(2) 基本的施策 いじめ防止策の基本的な考え方に基づく、具体的な施策や取組を実施主体ごとに定める。 ① 市・教育委員会が実施する施策等 - いじめ防止対策の推進に必要な財政上の措置 - 子どもだけでなく、社会全体でもいじめの未然防止の意識を共有するため、「いじめ不登校を考えるフォーラム」や「いじめ防止ポスターコンクール」を実施する。 ほか14項目 ② 学校が実施する取組 - 学校いじめ防止基本方針の策定 - 子ども同士が、お互いの良いところを紹介しあうなど、お互いを認め合う雰囲気を作るとともに、子ども一人ひとりの居場所がある学校づくりに取り組む。 ほか20項目 (3) 重大事態への対処 自殺を企図するなど、いじめを重大事態として取り扱う際の基準を定めるとともに、重大事態が発生した場合の、具体的な対応を定める。 ① 教育委員会又は学校による対処 - 重大事態の発生を教育委員会経由で市長へ報告 - 事実関係を明確にするための調査の実施 - いじめを受けた子どもとその保護者へ情報提供 ② 市長による再調査等 - 教育委員会又は学校が実施した調査について、必要に応じて再調査を実施 - 再調査結果の議会への報告 - 再調査の結果を踏まえた必要な措置の実施 (4) いじめ防止等を推進する体制 - いじめの防止や対処、関係機関との連携、重大事態の調査等に向けて、次の組織を設置する。 ① 学校におけるいじめ防止等のための組織 ② いじめ問題対策連絡協議会 ③ いじめ問題対策調査会 ④ いじめ問題再調査会 ③いじめ問題対策調査会及び④いじめ問題再調査会については、大和市附属機関の設置等に関する条例（以下、「条例」という）の一部改正により、新たな附属機関として設置する。
経 過	今後の予定
H25. 9 いじめ防止対策推進法の施行	H26. 12 市民意見公募手続の実施
H25. 10 国がいじめ防止基本方針を策定	H27. 1 教育委員会定例会(方針の決定等)
H26. 4 神奈川県がいじめ防止基本方針を策定	H27. 2 条例改正議案の上程
H26. 4 全ての大和市立小中学校でいじめ防止基本方針を策定	H27. 3 当該基本方針を小中学校に周知
	H27. 4 条例施行